

No. 1

令和6年3月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

議案第 2 号	戸田市手数料条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第 3 号	庁舎スロープ改修等工事請負変更契約について	3 頁
議案第 4 号	令和 5 年度戸田市一般会計補正予算（第 1 0 号）	別冊 No. 2
議案第 5 号	戸田市スポーツ推進条例	4 頁
議案第 6 号	戸田市障がい者を理由とする差別のない共生社会づくり 条例	8 頁
議案第 7 号	戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例	1 1 頁
議案第 8 号	戸田市地域で子育て支援を推進する条例	1 4 頁
議案第 9 号	戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及 び戸田市監査委員条例の一部を改正する条例	1 8 頁
議案第 1 0 号	職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例	1 9 頁
議案第 1 1 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2 1 頁
議案第 1 2 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改 正する条例	2 2 頁
議案第 1 3 号	戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	2 3 頁
議案第 1 4 号	戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部 を改正する条例	2 5 頁

議案第 1 5 号	戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部 を改正する条例	2 6 頁
議案第 1 6 号	戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例	2 7 頁
議案第 1 7 号	戸田市福祉保健センター条例の一部を改正する条例	3 0 頁
議案第 1 8 号	戸田市こども医療費条例の一部を改正する条例	3 1 頁
議案第 1 9 号	戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一 部を改正する条例	3 3 頁
議案第 2 0 号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 4 頁
議案第 2 1 号	戸田市営住宅条例の一部を改正する条例	3 5 頁
議案第 2 2 号	戸田市空家等対策審査会条例の一部を改正する条例	3 6 頁
議案第 2 3 号	戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例	3 7 頁
議案第 2 4 号	戸田市水道事業給水条例及び戸田市布設工事監督者が監 督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及 び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する 条例	3 9 頁
議案第 2 5 号	戸田市消防手数料条例の一部を改正する条例	4 0 頁
議案第 2 6 号	戸田市就学支援委員会条例の一部を改正する条例	4 1 頁
議案第 2 7 号	新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更 契約について	4 2 頁
議案第 2 8 号	芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更 契約について	4 3 頁

議案第29号	財産の取得について……………	44頁
議案第30号	令和5年度戸田市一般会計補正予算（第11号）……………	別冊 No. 3
議案第31号	令和5年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）……………	別冊 No. 3
議案第32号	令和5年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第4号）……………	別冊 No. 3
議案第33号	令和5年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊 No. 3
議案第34号	令和5年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊 No. 3
議案第35号	令和5年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	別冊 No. 3
議案第36号	令和5年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）……………	別冊 No. 3
議案第37号	令和5年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	別冊 No. 3
議案第38号	令和5年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算（第3号）……………	別冊 No. 3
議案第39号	令和6年度戸田市一般会計予算……………	別冊 No. 4
議案第40号	令和6年度戸田市国民健康保険特別会計予算……………	別冊 No. 5
議案第41号	令和6年度戸田市市民医療センター特別会計予算……………	別冊 No. 5
議案第42号	令和6年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算……………	別冊 No. 5

- 議案第43号 令和6年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算……………別冊 No. 5
- 議案第44号 令和6年度戸田市火災共済事業特別会計予算……………別冊 No. 5
- 議案第45号 令和6年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
予算……………別冊 No. 5
- 議案第46号 令和6年度戸田市介護保険特別会計予算……………別冊 No. 5
- 議案第47号 令和6年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
予算……………別冊 No. 5
- 議案第48号 令和6年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算……………別冊 No. 5
- 議案第49号 令和6年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算……………別冊 No. 5
- 議案第50号 令和6年度戸田市水道事業会計予算……………別冊 No. 7
- 議案第51号 令和6年度戸田市下水道事業会計予算……………別冊 No. 7

議案第2号

戸田市手数料条例の一部を改正する条例

戸田市手数料条例(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1項及び第2項中「書面の交付」の次に「(広域交付を含む。)」を加え、同表中第45項を第46項とし、第12項から第44項までを1項ずつ繰り下げ、同表中第11項を削り、同表第10項中「交付」の次に「(広域交付を含む。)」を加え、同項を同表第12項とし、同表中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同表第7項中「書類」の次に「又は戸籍に関する届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表第9項とし、同表中第6項を第8項とし、同表第5項中「又は」を「、」に改め、「事項の証明書」の次に「又は戸籍に関する届書等情報の内容証明書」を加え、同項を同表第7項とし、同項の前に次の2項を加える。

5	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき	400円
6	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき	700円

別表(注)中第4項を第6項とし、同表(注)第3項中「第24項」を「第25項」に改め、同項を同表(注)第5項とし、同表(注)第2項中「第22項」を「第23項」に改め、同項を同表(注)第4項とし、同表(注)第1項中「第14項」を「第15項」に改め、同項を同表(注)第3項とし、同表(注)に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 1 第5項の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行については、電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。次項において同じ。)により発行を行う場合及び当該戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求と同時に同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の請求を行う場合は、手数料を徴収しない。
- 2 第6項の除籍電子証明書提供用識別符号の発行については、電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合及び当該除籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求と同時に同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の請求を行う場合は、手数料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第3号

庁舎スロープ改修等工事請負変更契約について

庁舎スロープ改修等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 庁舎スロープ改修等工事
- 2 場 所 戸田市上戸田一丁目18番1
- 3 工事内容 庁舎スロープの解体に伴う敷地内の再整備工事
- 4 金 額 金292,849,972円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金26,622,724円)
- 5 工 期 変更前 令和6年2月28日まで
変更後 令和6年6月28日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区領家五丁目12番20号
中島建工株式会社
代表取締役 中島 道宏

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第5号

戸田市スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにするとともに地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりや経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、幅広い分野への効果が期待されるものである。

また、スポーツ基本法において、スポーツは、「世界共通の人類の文化」として位置付けられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とのスポーツに関わる権利を保障する考えが示されている。

本市においては、地域資源であるボートコースを活用し、ローイングをはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るためのスポーツの充実、障害のある人や高齢者がスポーツに積極的に参加できる機会の提供などにより、全ての市民がスポーツに参画できる社会の実現に努める必要がある。

さらに、本市に関わるスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高めるなど、スポーツを通じた世代間及び地域間の交流の基盤を形成することで、生涯にわたりスポーツに親しむ機会、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境の整備を進めることが重要である。

スポーツの持つ力を最大限活用し、全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツの推進に関する施策を実施するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 日常生活における軽い運動や楽しみながら体を動かすこと、運動競技（オリンピック・パラリンピック競技を含む。）その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動を含む。）をいう。
 - (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
 - (3) 市民等 市民並びに次条に規定する基本理念に基づくスポーツの推進に賛同し、及び協力する個人をいう。
 - (4) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関係する活動を行う団体をいう。
 - (5) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- （基本理念）

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。
 - (2) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、スポーツに関する能力の水準の向上が図られること。
 - (3) 本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。
- （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、全ての市民がスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康及び体力の保持増進につなげていけるよう、スポーツ関連団体、町会・自治会等と連携するものとする。
- 3 市は、スポーツ関連団体が主体的にスポーツ推進事業を行えるよう、環境整備や助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行うものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、スポーツを行う主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を活かし、地域のスポーツ振興及び発展に努めるものとする。

（スポーツ関連団体の役割）

第6条 スポーツ関連団体は、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツ

の普及及びスポーツに関する能力の水準の向上のための活動等、スポーツに係る主体的な活動を通じて、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツを行いやすい環境の整備に取り組むとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第8条 市は、全ての市民が生涯スポーツに親しみ、健康な心と体をつくり、明るく豊かな生活を送り、友情と交流の輪を広げることができるよう、機会の提供、環境の整備、生涯スポーツの推進を図るために必要な市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの体力向上及びスポーツの充実)

第9条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人のスポーツの推進)

第10条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、障害のある人が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障害のある人のスポーツに携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者のスポーツの推進)

第11条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、高齢者が積極的にスポーツに参加することができるよう、スポーツへの参加の機会の提供、高齢者のスポーツに携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(指導者の養成)

第12条 市は、地域におけるスポーツの指導の充実、スポーツ選手の育成及びスポーツ事故の防止を図るため、スポーツ関連団体と連携し、指導者の養成及びその資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備及び活用)

第13条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、市が設置するスポーツ施設の強化（バリアフリー化を含む。）その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、地域資源であるボートコース等を活用するものとする。

3 市は、その設置する学校の教育に支障のない範囲で、当該学校のスポーツ施設を市民及びスポーツ関連団体によるスポーツの利用に供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第14条 市は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の検証及び評価）

第15条 市は、市が実施するスポーツの推進に関する施策の効果検証及び評価を行うものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第6号

戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 障がいのあるなしにかかわらず、市内に居住し、在勤し、通学し、又は通園する者をいう。
- (2) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、建設的対話を通じて相互理解を深め、その実施に伴う負担が過重でない時には、可能な限り対応することをいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 共生社会づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 障がいのある人もない人も等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的な人権を享有する個人として、その尊厳、人格及び個性が重んぜられること。

(2) 障がいのある人に対して、障がいを理由とする不当な差別的扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、障がいのある人の状態に応じて、合理的配慮がされること。

(3) こどもから高齢者まで共生社会づくりにかかわる全てのものが、共生社会に関する理解を深め、交流や対話による理解を促進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、共生社会づくりのための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、障がいのある人に対し、合理的配慮の提供をしなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、共生社会に関する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する共生社会づくりのための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、共生社会に関する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する共生社会づくりのための施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人に対し、合理的配慮の提供をしなければならない。

(戸田市障がい者計画への反映)

第7条 市は、共生社会づくりのための施策について、戸田市障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に反映させるものとする。

(相談体制の整備)

第8条 市は、共生社会づくりの推進のために、市民及び事業者からの相談に対する体制の整備を行うものとする。

(連携及び協力体制)

第9条 市並びに障害福祉サービスを提供する事業所その他障がいのある人及びその家族等の支援にかかわる機関は、互いに連携及び協力をし、総合的に施策を実施するものとする。

(周知及び啓発)

第10条 市は、共生社会づくりにかかわる全てのものが、障がい及び障がいのある人並びに共生社会づくりに関する正しい理解を深めるよう、必要な周知及び啓発活動を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第7号

戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きるあたたかいまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を定めることにより、認知症に関する施策及び取組を総合的に推進し、もって認知症とともに生きるあたたかいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 関係機関 市内で医療又は介護を提供する事業所その他の認知症の人及びその家族等の支援に関わる機関をいう。
- (5) 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及び関係機関は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携して地域全体で支えあうことで、認知症の人及びその家族等の意思が尊重され、全ての市民が同じ地域の一員として互いを尊重し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるあたたかいまちの実現を目指すものとする。

(市の責務)

第4条 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、認知症に関する施策の実施に当たっては、認知症の人及びその家族等の視点に立ち、それらの人の意思を尊重するとともに、市民、事業者及び関係機関と連携し、並びに協力して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症に関する市が実施する施策並びに事業者及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解及び対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症に関する市が実施する施策並びに市民及び関係機関が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、認知症の人及びその家族等の状態に応じて、適切なサービスが提供されるよう相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、その専門性を活かし、地域に向けた認知症の理解促進及び啓発等に関する取組を実施するよう努めるものとする。

3 関係機関は、認知症に関する市が実施する施策並びに市民及び事業者が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進)

第8条 市は、市民、事業者及び関係機関が認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めることができるよう、啓発等に関する施策を行うものとする。

(認知症の人及びその家族等への支援)

第9条 市は、認知症の疑いがある人、認知症の人及びそれらの家族等が早期に必要な支援を受けられるよう相談体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 市は、認知症の状態に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関との連携及び協力体制を構築するよう努めるものとする。

3 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護に関する施策を推進するものとする。

(認知症の予防等に関する施策)

第10条 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにす

るための予防に関する情報を踏まえ、市民の健康増進、社会参加の促進等認知症の予防等に関する必要な施策を実施するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第8号

戸田市地域で子育て支援を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域社会における子育て支援の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域住民等、学校等及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域全体で子育てを応援するとともに、全てのこどもが健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護し、又は養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 市内に住み、勤め、通学する者（こどもを除く。）、又は市内で市民活動をするものをいう。
- (4) 学校等 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園その他これらに類する施設及び学童保育室その他子育て支援事業を実施する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 地域社会における子育て支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) こどもが、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家族構成等にかかわらず、一人の人間として尊重され、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができること。
- (2) こどもが、成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができること。
- (3) 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

(4) こどもが自分らしく成長することができるように、こども及び保護者が、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、埼玉県、他の地方公共団体、その他の関係機関等（以下「関係機関等」という。）と連携し、こどもが健やかに成長し、こども及び保護者が安全で安心して暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、子育て支援に関して関係機関等と情報を共有し、それぞれの役割が果たせるよう、必要な支援及び総合調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、その監護し、又は養育するこどもの行動及び人格の形成について、責任を有することを自覚し、愛情を持って接するとともに、こどもを一人の人格を持った人間として尊重し、こどもが自立した生活を営む力を身に付けられるよう、こどもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第6条 地域住民等は、基本理念にのっとり、こどもが社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、子育て支援に積極的に関わり、地域活動等を通してこどもが健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、こどもが、主体的に学び、豊かな人間性及び社会性を身に付け、将来を自ら拓ける生きる力を育成するために、地域社会と一体となって教育活動を推進するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者である従業員がその監護し、又は養育するこどもとの関わりを深めることができるよう仕事と家庭生活の両立に配慮するとともに、市、地域住民等及び学校等が行う子育て支援に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者が一体となって子育ての環境づくりに取り組むための指針として、こどもに関する総合的な計画を策定し、子育て支援のための施策を推進するものとする。

(連携協力体制の構築)

第10条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、連携協力体制の構築を行うものとする。

(地域住民等の活動に対する支援)

第11条 市は、地域住民等に対して、子育て支援活動の情報及び交流機会を提供し、子育て支援活動への積極的な参画を促すとともに、地域住民等が行う当該活動に対して必要な支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第12条 市は、誰もが安心して子どもを育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階並びに状況に応じた必要な支援を行うものとする。

(安全で安心な環境の整備)

第13条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、子どもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(子どもへの情報の提供)

第14条 市、地域住民等、学校等及び事業者は、子育て支援に関する施策等について、子どもの立場に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(子どもの社会参加の機会の促進)

第15条 市、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもが社会の一員として自らの考え又は意見を表明する場を提供するなど、社会に参加する機会を設けるとともに、子どもの考えや意見を尊重し、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもが安心して過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、多世代との交流、遊びその他の体験等を通して、豊かな人間性及び社会性を育むことができる子どもの居場所づくりに努めるものとする。

(相談機能の充実)

第17条 市は、子ども又は子育てに関する相談に対し、関係機関等と連携し、

速やかに対応するとともに、相談者が安心して相談することができるよう、多様な相談機会の確保及び相談機能の充実を図るものとする。

(広報及び啓発)

第18条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の子育て支援に関する理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第9号

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び戸田市監査委員条例の一部を改正する条例

(戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(戸田市監査委員条例の一部改正)

第2条 戸田市監査委員条例(昭和51年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第10号

職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項を次のように改める。

自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。

(1) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

別表第5中「副主幹」の次に「、専門官」を加える。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う住居手当に関する特例措置)

2 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第9条の4第1項第2号の規定は、施行日から令和9年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合において、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における同号の規定の適用については、同号中「5,000円」とあ

るのは「3,000円」とし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における同号の規定の適用については、同号中「5,000円」とあるのは「1,500円」とする。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 11 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 6 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第12号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「次に掲げる職員」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる職員」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第13号

戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

戸田市犯罪被害者等支援条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり」を加え、「及び市民等」を「、市民等及び事業者」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

第3条第2項及び第5条中「こと」の次に「及び二次的被害を生じさせること」を加える。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条の見出し中「市民等」の次に「及び事業者」を加え、同条中「支援の」の次に「必要性、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの」を加え、「市民等」を「、市民等及び事業者」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（見舞金の支給）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、見舞金の支給を行うものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策

に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第8条の規定は、施行日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第14号

戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例
戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用料条例

第1条中「戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設（以下「照明施設」という。）」を「学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の利用に供する場合の戸田市立小学校及び中学校の体育施設等に附属する屋外運動場夜間照明設備（以下「照明設備」という。）及び体育館空調設備（以下「空調設備」という。）」に改める。

第2条第1項中「照明施設」を「照明設備」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に、「使用した日の属する月の翌月10日」を「規則で定める日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 空調設備の使用の許可を受けた団体は、使用1時間当たりにつき500円の使用料を納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において、1日の合計使用時間に1時間に満たない端数があるときは、当該端数を1時間に切り上げて計算するものとする。

第4条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中「照明施設」を「照明設備又は空調設備」に改める。

第5条中「に定めるもののほか」を「の施行に関し」に、「市長が」を「規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用料条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第15号

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和59年条例第30号)
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以下「被保険者等」という。)及び被扶養者」を「)及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)」に改め、同項第1号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)

第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第

1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項に次の3号を加える。

(5) 戸田市子ども医療費条例(昭和59年条例第29号)に基づき医療費の支給を現に受けている者

(6) 戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第24号)に基づき医療費の支給を現に受けている者

(7) 市以外の地方公共団体が実施する制度により、子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第16号

戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例

戸田市高齢者総合介護福祉条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,400円」を「35,217円」に改め、同項第2号中「57,600円」を「53,019円」に改め、同項第3号中「57,600円」を「53,406円」に改め、同項第4号中「61,440円」を「61,920円」に改め、同項第5号中「76,800円」を「77,400円」に改め、同項第6号中「92,160円」を「92,880円」に改め、同項第7号中「99,840円」を「100,620円」に改め、同項第8号中「115,200円」を「116,100円」に改め、同項第9号中「130,560円」を「131,580円」に、「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号中「138,240円」を「147,060円」に、「500万円」を「520万円」に改め、同項第11号中「145,920円」を「162,540円」に、「600万円」を「620万円」に改め、同項第12号中「153,600円」を「178,020円」に、「700万円」を「720万円」に改め、同項第13号中「165,120円」を「185,760円」に改め、同項第14号中「176,640円」を「193,500円」に改め、同項第15号中「192,000円」を「201,240円」に改め、同項第16号中「211,200円」を「216,720円」に改め、同項第17号中「230,400円」を「232,200円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

第24条中「社会福祉法」の次に「(昭和26年法律第45号)」を加える。

別表第1在宅要介護高齢者介護支援金支給事業の部対象者の項中「の各号」及び「(昭和42年法律第81号)」を削り、同部摘要の項要件等の欄を次のように改める。

<p>この事業において、「在宅要介護高齢者」とは、市内に住所を有し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であって、要介護度3以上の要介護認定をされ、かつ、在宅で生活（1月のうち在宅で生活している期間が1日に満たない場合を除く。）しているものをいう。</p>

別表第1 高齢者寝具類乾燥等事業の部対象者の項中「の各号」及び「(昭和42年法律第81号)」を削り、同部摘要の項中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同表健康長寿入浴事業の部対象者の項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、同表高齢者世帯賃貸住宅家賃差額助成事業の部事業内容の項中「世帯の世帯主」を「者」に改め、「毎月末日」の次に「まで」を加え、同部対象者の項中「の各号」及び「(昭和42年法律第81号)」を削り、同表高齢者歩行補助つえ交付事業の部対象者の項中「の各号」及び「(昭和42年法律第81号)」を削り、同項中

「
(2) 65歳以上であること。
」

を

「

(2) 65歳以上であること。

(3) 過去3年以内にこの事業によるつえの交付を受けていないこと。
」

に改め、同表高齢者食事サービス事業の部事業内容の項中「の各号」を削り、同部対象者の項中「の各号」及び「(昭和42年法律第81号)」を削り、同表在宅高齢者紙おむつ等支給事業の部事業内容の項中「居宅」の次に「(住民基本台帳に記録されている住所のものに限る。以下同じ。)」を加え、同部対象者の項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、同表高齢者訪問理美容サービス事業の部対象者の項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、同表高齢者移送サービス事業の部事業内容の項中

「

5 サービスは、目的地への往復を1回とし、月2回まで利用できるものとする。

6 利用券の支給を受けた者は、市長が当該事業を委託する業者と連絡の上、利用日を決めるものとする。
」

を

「

5 利用券の支給を受けた者は、市長が当該事業を委託する業者と連絡の上、利用日を決めるものとする。
」

に改め、同部対象者の項中「の各号」及び「(昭和42年法律第81号)」を削り、同部摘要の項中「介護保険法第7条第19項」を「法第8条第25項」に改め、同表高齢者緊急時連絡システム事業の部対象者の項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、「一に該当する者」を「いずれかに該当するもの」に改め、「65歳以上の者を含む」を削り、「の世帯員で、当該」を「に属する65歳以上の者で、当人以外の」に改め、同表高齢者日常生活用具給付事業の部事業内容の項中「の各号」を削り、同部対象者の項要件等の欄を次のように改める。

日常生活用具の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 65歳以上であること。
- (3) 生活保護法の被保護世帯又は生計中心者の前年度市民税が非課税の世帯に属すること。
- (4) 次の表の左欄に掲げる用具の種類ごとに右欄に定める要件に該当していること。

用具の種類	要件
電磁調理器	1 心身機能の低下により、防火等の配慮が必要なこと。 2 ひとり暮らし又はそれと同様の状態にあること。
火災警報器	寝たきり又はひとり暮らし若しくはそれと同様の状態にあること。
自動消火器	

別表第2 高齢者歩行補助つえ交付事業の項中「100円」を「500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 17 号

戸田市福祉保健センター条例の一部を改正する条例

戸田市福祉保健センター条例（平成 22 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

(1) 日曜日及び土曜日

第 5 条第 2 号中「第 3 条」及び「（前号に掲げる日を除く。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日に開館することができる。

第 6 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 6 条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第18号

戸田市こども医療費条例の一部を改正する条例

戸田市こども医療費条例（昭和59年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、同条第4号中「こども」を「対象こども」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）」を「社会保険各法」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「こども」を「対象こども」に、「監護している」を「監護し、日本国内に住所を有する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象こども 市内に住所を有し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるこどもをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象こどもとしない。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

イ 規則で定める施設に入所している者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

エ 戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和59年条例第30号）に基づき医療費の助成を受けている者

オ 戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号）に基づき医療費の助成を受けている者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）

カ 戸田市以外の地方公共団体が実施する制度によりこども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を受けている者

第3条第1項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるこども（以下「対象こども」という。）の」を削り、同条第2項を削る。

第4条第4項ただし書及び第5条ただし書を削る。

第6条第3項中「（義務教育修了こどもを除く。）」を削り、「医療を」を「医療等を」に改め、「場合には」の次に「、規則で定めるところにより、」を加える。

第7条中「（義務教育修了こどもを除く。）」を削り、「医療を」を「医療等を」に改める。

第8条中「その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、」を「規則で定める事項について異動があった場合は、その規則に基づいて」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第4項ただし書から第7条までの改正規定（第6条第3項及び第7条中「医療を」を「医療等を」に改める部分を除く。）は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市こども医療費条例第4条第4項、第5条、第6条第3項及び第7条の規定は、令和6年7月1日以後の診療等に係る医療費から適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第19号

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4」を「同法第6条の4」に改め、同条に次の3項を加える。

7 この条例において「受給者」とは、市長から第5条の規定に基づき受給者証を交付される者をいう。

8 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号。次号において「法」という。)

第63条第3項各号に規定する病院、診療所及び薬局

(2) 法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(3) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師

(4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

9 この条例において「現物給付」とは、受給者が埼玉県内の医療機関等で一部負担金の支払を求められず、市が受給者に代わって医療費を医療機関等に支払うことをいう。

第4条第1項中「次条の受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)」を「受給者」に改める。

第5条第2項中「対象者でない」と「受給者証を交付しないことを」に改める。

第6条中「市」を「市長」に改める。

第7条第2項中「医療を」を「医療等を」に改め、「場合には、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第8条第1項中「変更」を「変更等」に改める。

第11条中「行為」を「行為等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第20号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第21号

戸田市営住宅条例の一部を改正する条例

戸田市営住宅条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、
「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 22 号

戸田市空家等対策審査会条例の一部を改正する条例

戸田市空家等対策審査会条例（平成 28 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「第 14 条第 10 項」を「第 22 条第 10 項」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「第 14 条第 9 項」を「第 22 条第 9 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 13 条第 2 項の規定により市長がしようとする勧告について意見を述べること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 23 号

戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例

戸田市道路占用料条例（昭和 51 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき	630	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設	1 月	490	
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき	A に 0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	1 年	A に 0.009 を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.009 を乗じて得た額

」

を

「

令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき	630	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設	1 月	490	
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき	A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	1 年	A に 0.017 を乗じて得た額

	その他のもの	Aに0.025を 乗じて得た額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	Aに0.012を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.009を 乗じて得た額
令第7条第10 号に掲げる施設 及び自動車駐車 場	建築物	Aに0.02を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.009を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を 乗じて得た額

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第24号

戸田市水道事業給水条例及び戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

(戸田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 戸田市水道事業給水条例(昭和38年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第25号

戸田市消防手数料条例の一部を改正する条例

戸田市消防手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び第15条第3項」を「及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第15条第3項」に、「又は第15条第3項」を「又は危険物の規制に関する政令第15条第3項」に改める。

別表第3の1の部中

「

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
----------------------------------	--------

」

を

「

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
サ 上記アからコまでの規定にかかわらず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の設備	6,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第26号

戸田市就学支援委員会条例の一部を改正する条例

戸田市就学支援委員会条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「31人」を「35人」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 戸田市立小・中学校校長及び教員
- (4) 市の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第27号

新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について
新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約をするについて、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年
条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工 事 名 | 新曾小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事 |
| 2 | 場 所 | 戸田市新曾南二丁目4799外 |
| 3 | 工事内容 | 新曾小学校教室棟の増築等に伴う工事 |
| 4 | 金 額 | 変更前 金3,231,515,139円
変更後 金3,386,647,093円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金307,877,009円) |
| 5 | 工 期 | 令和3年10月1日から
令和7年1月31日まで |
| 6 | 契 約 者 | さいたま市浦和区東高砂町5番地8
松井建設株式会社 関東営業所
所長 荒江 亘 |

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第28号

芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負変更契約について
芦原小学校教室棟(含給食調理場)増築等工事請負変更契約をするについて、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年
条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工 事 名 | 芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事 |
| 2 | 場 所 | 戸田市大字新曾字芦原1961外 |
| 3 | 工事内容 | 芦原小学校教室棟の増築等に伴う工事 |
| 4 | 金 額 | 変更前 金1,096,150,000円
変更後 金1,151,286,620円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金104,662,420円) |
| 5 | 工 期 | 令和5年6月30日から
令和6年10月31日まで |
| 6 | 契 約 者 | さいたま市北区日進町一丁目319番地
株式会社佐伯工務店
代表取締役 安藤 正浩 |

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第29号

財産の取得について

小学校教師用指導書として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 小学校教師用指導書
- 2 納入場所 市指定場所
- 3 仕様内容 小学校教師用指導書 1,208組
- 4 金額 金35,674,100円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金3,243,100円)
- 5 納入期限 令和6年4月5日
- 6 契約者 さいたま市浦和区仲町二丁目3番20号
株式会社須原屋
代表取締役 高野 康司
- 7 契約方法 随意契約
令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第29号参考

小学校教師用指導書概要

1 概要

令和6年度から市内小学校において新しい教科用図書を使用するため、教師用指導書の購入を行うものである。

2 仕様

教科別内訳

(金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。単位円)

教科等	組数	金額
国語	206	6,118,200
書写	40	440,000
社会	129	3,311,000
地図	10	638,000
算数	299	7,556,450
理科	179	3,856,600
生活	33	1,089,000
音楽	112	4,436,850
図工	60	2,310,000
家庭	20	682,000
保健	40	1,452,000
英語	20	1,870,000
道徳	60	1,914,000
合計	1,208	35,674,100